

2024年度 法科大学院

第3期入学試験問題

1 時限

憲法

(論文式)

試験時間 50 分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[憲法]

つぎの文章を読んで、後掲【資料】も参照しながら、設問に答えなさい。

上場企業である株式会社Xの主要株主(※)Yは、Xの株式を数回にわたって買付けし、それぞれ6か月以内に売付けすることによって、合計2020万円の短期売買差益を得た。これに対し、XはYを相手取って、金融商品取引法第164条第1項に基づき、この短期売買差益の返還請求訴訟を提起した。

一般に金融商品取引法第164条第1項の目的は、上場会社の役員や主要株主は当該株式会社の内部情報を一般投資家よりもより早くよりよく知りうる立場にあるため、それら上場会社の役員や主要株主がこうした内部情報を不当に利用して株式等の売買を行うことで、証券取引市場の公平性・公正性が害され、一般投資家の利益と証券取引市場に対する信頼が損なわれることを防止することだと解されている（いわゆる「インサイダー取引」の防止）。

なお本件訴訟においてXは、YがXの内部情報を不当に利用してXの株式の売買を行った事実を主張立証しているわけではない。

※金融商品取引法第163条第1項によれば、主要株主とは「自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもつて総株主等の議決権の百分の十以上の議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）を保有している株主をいう。」

設 問

あなたがYの訴訟代理人だとしたらどのような憲法上の主張を展開するか。判例の立場を踏まえながら論じなさい。

【資料】金融商品取引法第164条第1項 (上場会社等の役員等の短期売買利益の返還)

上場会社等の役員又は主要株主がその職務又は地位により取得した秘密を不当に利用することを防止するため、その者が当該上場会社等の特定有価証券等について、自己の計算においてそれに係る買付け等をした後六月以内に売付け等をし、又は売付け等をした後六月以内に買付け等をして利益を得た場合においては、当該上場会社等は、その利益を上場会社等に提供すべきことを請求することができる。